

全日本ターゲット・バードゴルフ協会災害支援基金規約

- 第1条(名称) 本会は、「全日本ターゲット・バードゴルフ協会災害支援基金」(略名 全日本 TBG 災害支援基金)といい、以下本基金という。
- 第2条(事務所) 本基金の事務所を代表者宅に置く。
山形県鶴岡市家中新町 10—30
- 第3条(目的) 本基金は全日本ターゲット・バードゴルフ協会会員の競技場及び個人が、災害にあわれた際に支援していく財源としていくものである。
- 第4条(構成員) 本基金は、全日本ターゲット・バードゴルフ協会会員をもって組織する。
- 第5条(役員) 本基金には次の役員を置く。
・代表者 船見敬造
・副代表 荻野行広
・会計 板垣はるみ
- 第6条(運営) 本基金の流れについては、必要に応じて全日本ターゲット・バードゴルフ協会ホームページに公開し、年度末には副代表の監査を受けることとする。
- 第7条(財務) 本基金の必要な資金については、会員相互の募金をもって充てる。
なお、支援額等については、被害状況などを勘案して、役員協議をもって決定していく。
- 第8条(改正) この規約は、構成員の過半数の同意をもって改正することができる。
- 第9条(設立年月日) 本基金の設立は、平成30年7月15日とする。
- 第10条(規約施行日) 本規約は、平成30年8月1日より施行する。